

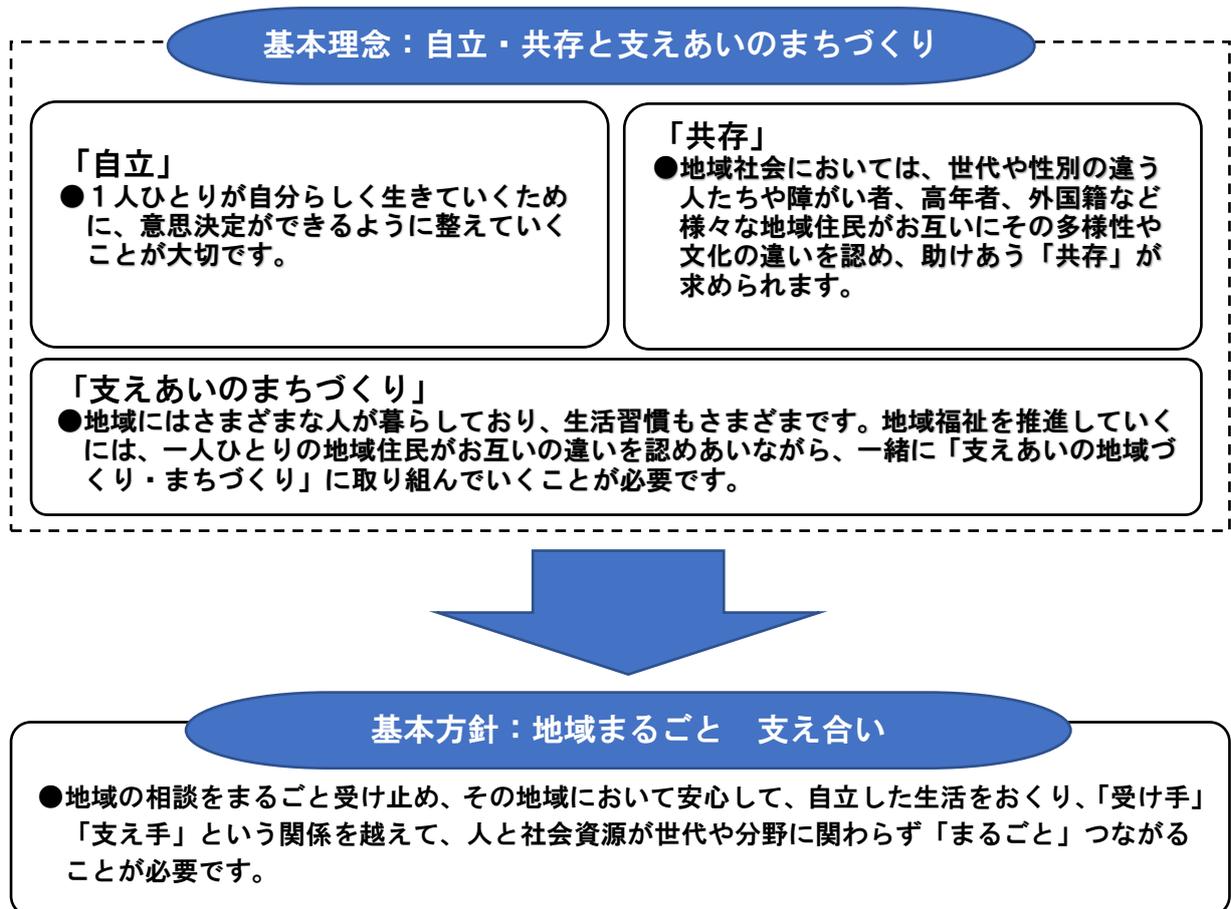
## 第3章 プランの基本的方向



# 1 基本的な考え方

## 1-1 基本理念（目指す地域像）と基本方針

本プランの基本理念は、草加市地域福祉計画（平成17年3月）の「自立・共存と支えあいのまちづくり」を継承していきます。この基本理念である「自立」「共存」「支えあいのまちづくり」の実現に向けて、取組の基本方針では、国の地域共生社会の実現を踏まえ、「地域まるごと 支え合い」として、地域の相談をまるごと受け止め、その地域において安心して、自立した生活をおくれ、受け手から支え手になれるよう、誰もが活躍できる横断的な取組による地域づくり、制度の狭間に対応した取組による地域づくりを目指すものです。さらに、最近の社会情勢や地域共生社会に向けた課題、草加市の状況を踏まえ、新たな4つの基本目標ごと取組の方向性を定め、その方向性に沿った取組を展開します。



#### 1-2 地域福祉活動計画の推進に向けた基本的な考え方

---

第4次の活動計画においては、引き続き、市の基本理念と基本方針を踏まえ、「だれもが安心して共に暮らせる支え合いのまちづくり」を進めていきます。

活動計画の改定に当たっては、全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会において策定した「社協・生活支援活動強化方針」も踏まえ、「あらゆる生活課題への対応」「地域のつながりの再構築」を念頭に、「アウトリーチの徹底」「相談支援体制の強化」「地域づくりのための活動基盤整備」に努め、本市における社協の取組の着実な実践につなげていきます。

【参 考】

## 社協・生活支援活動強化方針「第2次アクションプラン」・概要

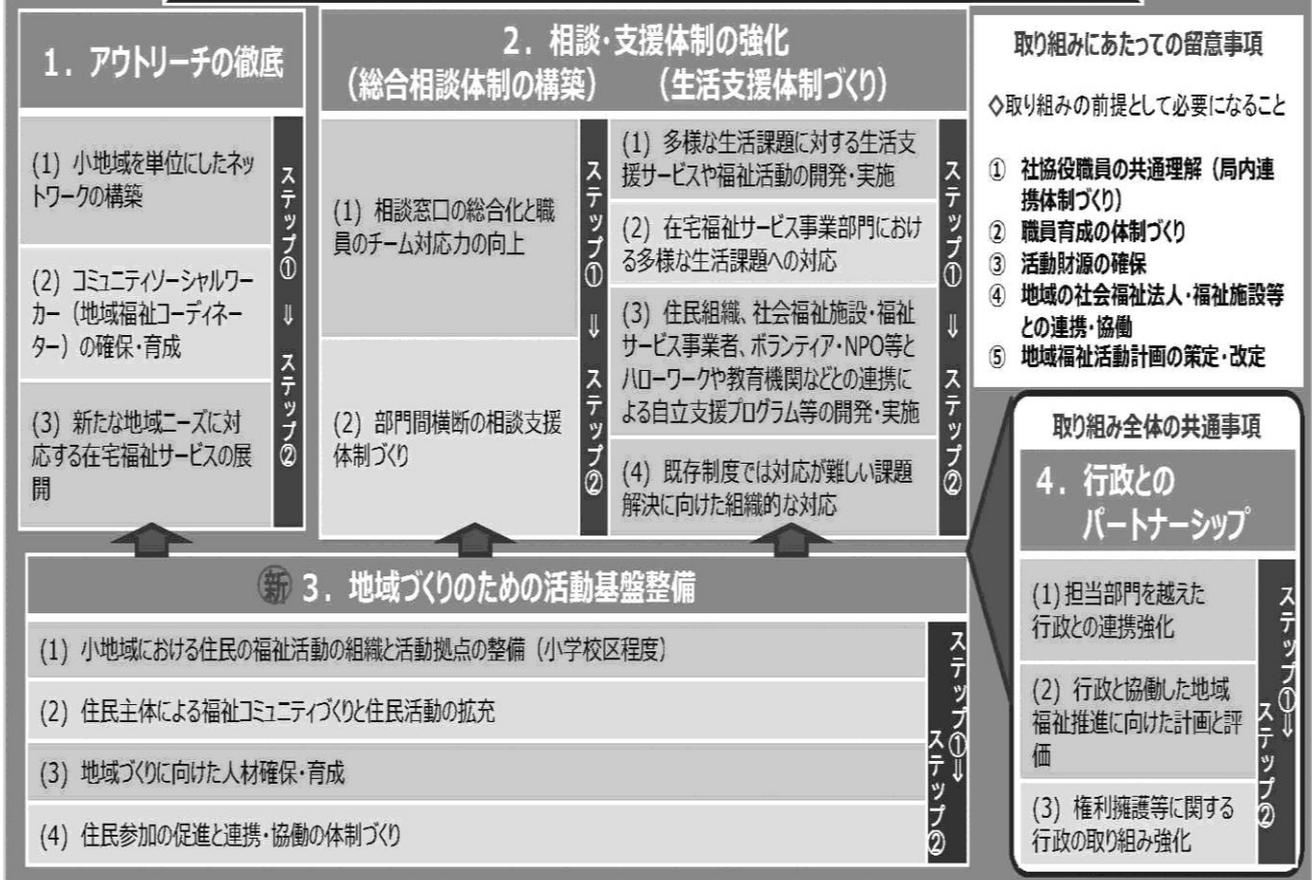
### 「行動宣言」にもとづく「強化方針」の柱

○ あらゆる生活課題への対応

○ 地域のつながりの再構築

「地域共生社会の実現」に向けた社協実践の着実な推進⇒「包括的な支援体制」における「協働の中核」を担う地域住民から寄せられる多様な地域生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行う。  
 小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、社会福祉法人、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体、地域の関係機関や団体との連携・協働の取り組みを広げることで、地域のつながりの再構築を図り、地域共生社会の実現に向けた実践をすすめる。

### 「強化方針の柱」の実現のために強化すべき行動



資料：「社協・生活支援活動強化方針」（平成30年3月）全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会

1-3 取組の推進（各主体で期待する役割）

地域福祉を推進する各主体に期待する役割は次のとおりです。

<p><b>【地域（住民等）】</b></p>	<p><b>【地域住民】</b> 個人の人権が尊重され、多様性を認め合うことができる地域社会をつくり出していくこと、それは住民主体による地域づくりを高めていくことにつながります。個人の課題を、他人事としない地域づくりに取り組むことを通じて、共生文化を育む視点が大切です。地域の課題を我が事として捉え、地域の一員として主体的に地域福祉活動をしていくことが期待されます。</p> <p><b>【地域団体等】</b> 各団体の特性を活かした様々な地域活動を行い、地域福祉を推進していくことが求められます。また、民生委員・児童委員は地域住民の身近な存在として、不安や悩みを聞いて、必要に応じて相談・支援の専門機関につなぐなど、地域住民や地域が抱える課題の解決に向けた取組が期待されます。</p> <p><b>【関係機関】</b> 地域における社会資源として、多様な福祉サービスを提供するとともに、地域住民や市民団体・地域団体からの相談を通じて、当事者やその世帯が抱える生活課題を把握し、必要に応じて適切な機関につないでいくことが期待されます。</p>
<p><b>【社協】</b></p>	<p>地域福祉の推進主体であり、地域福祉活動への住民参加の促進や、福祉ニーズを的確に把握するとともに、関係機関との調整や協力関係を作る役割などを担っています。地域の課題解決に向けて、市民や市民団体・地域団体、事業者等と連携し、多種多様な取組を行うことが期待されます。</p> <p>また、あらゆる生活課題に対応した体制づくりを推進し、地域づくりのための活動を支援し、地域のつながりを強化することが期待されます。</p> <p>あわせて、行政と協働して、共に地域福祉を推進していくことが期待されます。</p>
<p><b>【行政】</b></p>	<p>地域住民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効果的・効率的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する役割を担います。</p> <p>また、地域住民や市民団体・地域団体、関係機関、社協の様々な活動を支援し、地域福祉を推進するための基盤整備を進めていきます。</p> <p>さらに制度の狭間、サービスにつながらない課題などに対し、関係機関等と連携し、包括的な支援体制を構築していきます。</p>

## 1-4 地域福祉の基盤（圏域の考え方）

本市ではこれまで日常生活圏域として、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会は12圏域、地域包括支援センターは8地区の構成でしたが、社協や地域包括支援センターと調整を図り、総合振興計画のコミュニティの基礎単位である10圏域に合わせるよう、地域福祉の基盤を整備しているところです。

令和2年度（2020年度）には、地区民生委員・児童委員協議会及び地区社会福祉協議会が先んじて10圏域での運用を開始し、令和3年度（2021年度）には、地域包括支援センターにおいても、10圏域を基礎とした区割りでの運用開始に向けて、調整を進めています。今後は、10圏域を地域福祉の基盤として、取組を推進していきます。



## 2 プランの基本目標

プランの基本目標は次の4つとします。

<p><b>基本目標1</b></p>	<p><b>地域に関心を持ち、誰もが支え手になり、いつまでも活躍できる仕組みづくり</b></p>
	<p>支え合いのまちづくりには、自分で努力する「自助」、地域での支え合い「互助・共助」が必要となります。</p> <p>地域における支え合いを構築する上で、まず、地域や地域に住む人々に関心を持ち、愛着を持つことが大切です。</p> <p>地域に住む一人ひとりが地域に対する関心から愛着を持つことができるよう、自分は地域でどのようなことができるのか、どのような場面で一役が担えるのか、その意識づくりが重要です。</p> <p>地域福祉活動においては、地域やそこに住む地域の人々の出来事を他人事ではなく「我が事」として捉え、参画することが必要です。</p> <p>また、地域で誰もがいつまでも活躍できるように支援する土壌づくりを推進していくことが必要です。</p>
<p><b>基本目標2</b></p>	<p><b>支え合い、つながり続けることを大切にす地域づくり</b></p>
	<p>地域には、年齢、性別、国籍の違いや障がいの有無など、様々な人が暮らしています。また、家族形態や人々の暮らし方も多様になることで、福祉ニーズの多様化や複雑化が進む中で、解決すべき様々な生活課題があります。地域で解決するためには、地域の人々の支え合いやつながりのある仕組みが必要です。</p> <p>その仕組みを構築するに当たっては、解決する場を設けることに加え、地域で解決するためのコーディネートを行う人の確保も必要です。</p> <p>地域の様々な生活課題を発見するために、地域における普段からのつながりをもつことが大切であり、支援が必要な人に手を差し伸べられる環境づくりが必要です。</p>
<p><b>基本目標3</b></p>	<p><b>誰もが安心して相談できる体制づくり</b></p>
	<p>相談内容が多様化・複雑化しており、これまでの制度では対応できないようになってきていることから、既存の分野別の相談窓口だけでなく、医療や法律分野を含む包括的な相談支援体制が必要になっています。</p> <p>また、ひきこもりや認知症のためにSOSを発信することができない人、社会的に孤立している人を早期に発見し、安心して相談できる仕組みが必要です。</p>

あわせて、支援が必要な人へ手を差し伸べるためには、自立した生活に向けた就労支援や地域活動への参加を促進するなど、やがては地域の一員として、役割を持つようなコーディネートが必要です。

行政においては、各所管が制度ごとに分かれています。支援を必要とする人に合った各制度のサービスを提供することで課題に沿った支援をしてきました。

しかし、各所管で十分に対応できない相談や世帯全体で対応する必要がある課題もあるため、行政内に調整役を配置するなどして、世帯全体を包括的に支援ができる体制を整備する必要があります。

**基本目標4 ネットワークと持続可能な支援体制づくり**

地域では、ボランティア、市民活動団体などが様々な活動を行っています。地域福祉活動の推進に向けては、相互の活動を連携・協働させることにより、ボランティア、団体活動を量的、質的に充実する必要があります。

また、地域での見守りなど、予防的な観点からセーフティネット機能の強化を図って、ネットワークの輪を広げていく必要があります。

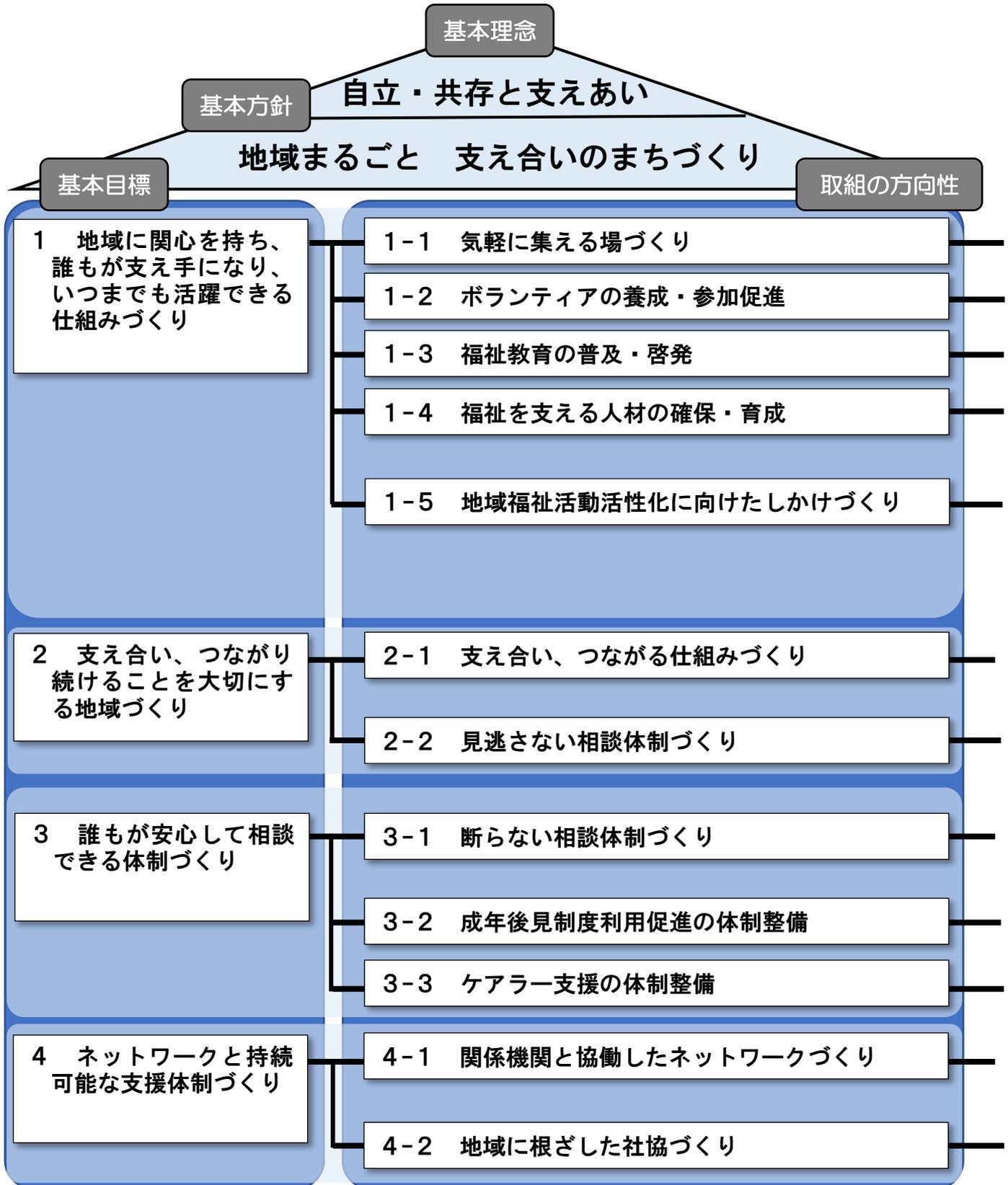
支援が必要な人に対しては、児童福祉法第6条の3第6項に規定する「地域子育て支援拠点事業を行う者」、母子保健法第22条第1項に規定する「母子健康包括支援センター」、介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる「地域包括支援センター」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる「障害者相談支援を行う者」、子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業を行う者など多機関による支援ネットワークをいかした弾力的な協働が必要になります。

同一世帯でも一人ひとりがそれぞれ異なる課題を抱えている場合、個別に専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われていますが、より手厚い支援に向けて、世帯全体の課題として捉え、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で、情報を共有し、それぞれの役割の明確化を図り、迅速に支援することができるネットワークを構築する必要があります。

また、地域福祉の中核を担う社協においては、地域に信頼された取組が実施できるよう、地域づくりを永続的に支援していく体制づくりが必要です。

# 3 施策の体系

## 3-1 地域福祉リンクプランとその取組の方向



取組の展開

★重点的取組

1-1 ①地域の居場所づくり★ ②共感と社会参加の場づくり

1-2 ①地域デビューの推進 ②ボランティアセンターの強化

1-3 ①福祉のふれる機会づくり ②福祉教育の推進

1-4 ①福祉人材の確保と育成 ②多様な分野のサポーター、支援員の養成★  
③民生委員・児童委員の活動環境の整備

1-5 ①地区社会福祉協議会の活動支援 ②住民同士の交流の機会の充実  
③社会福祉法人、民間企業等の地域参画支援 ④地域福祉活動団体支援

2-1 ①支え合い、つながりづくり★ ②地域ニーズに合わせた社会資源の開発及び  
提供 ③要配慮者の見守り支援

2-2 ①課題解決に向けた伴走的な支援の充実★  
②身近な福祉相談窓口の設置推進

3-1 ①チーム支援による包括的支援体制整備★  
②生活困窮者の自立相談支援の充実

3-2 ①中核機関の設置推進★ ②市民後見人の養成・育成 ③権利擁護の推進

3-3 ①ケアラーを支援する地域づくり ②ケアラーを支援する仕組みの構築★

4-1 ①課題解決に必要な弾力的なネットワークづくり★  
②社会資源との顔の見える関係づくり

4-2 ①寄附文化の醸成 ②共同募金、寄附等の地域還元の仕組みづくり  
③情報発信の強化★ ④組織の強化



